令和５年琴浦町訓令第 36 号

琴浦町特定建設工事共同企業体運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、琴浦町が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における特定建設工事共同企業体（確実かつ円滑な施工を図ることを目的として建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）を建設工事の入札に参加させる場合の取扱いの基準について定める。

（特定建設工事共同企業体の運用形態）

第２条　特定建設工事共同企業体の運用形態は、共同施工方式（一の工事について、各構成員（当該共同企業体を構成する建設業者をいう。以下「構成員」という。）の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。各構成員は、共同企業体として受注した工事に連帯して責任を負う。）とする。

２　特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（対象工事）

第３条　特定建設工事共同企業体をその入札に参加させることができる建設工事は、次に掲げるもので町長が必要と認めるものとする。

（１）　設計金額が概ね２億円以上の建築一式工事

（２）　設計金額が概ね１億円以上の土木一式工事、電気工事及び管工事

（３）　特許工法、特殊工法等の高度な技術を有する建設工事

２　前項各号に掲げるもののほか、町長が特定建設工事共同企業体を参加させることが適当であると認める建設工事については、当該建設工事の入札に特定建設工事共同企業体を参加させることができる。

（構成員の要件）

第４条　特定建設工事共同企業体は、２者又は３者の組合せとし、その構成員

は、次の要件を満たす者とする。ただし、構成員の格付け及び組合せは、対象工事の内容等を考慮し、その都度、指名審査委員会(琴浦町建設工事等指名競争入札指名業者選定要綱(平成19年琴浦町訓令第34号)第３条に規定する審査委員会をいう。以下同じ。)で決定するものとする。

（１） 琴浦町の入札参加資格者名簿に登載された有資格者

（２） 構成員は、当該工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の建設工事の施工実績を有する者であること。

（３） 発注工事に対応する法の許可業種に係る許可を有した後、５年以上の営業年数を有している者。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工を確保することができると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が５年未満であっても、これを同等に取り扱うことができる。

（４） 発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者

(構成員の出資比率)

第５条　特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員数が２社の場合にあっては30パーセント以上、３社の場合にあっては20パーセント以上とする。

(代表者)

第６条　特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力及び出資比率が最大の構成員とする。

(規定外事項)

第７条　この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない事項の取扱いについては、指名審査委員会で審議のうえ、町長が定める。

附　則

この訓令は、令和５年８月30日から施行する。